

# 法務省デジタル・ガバメント中長期計画

2018年6月26日

法務省情報化推進会議決定

## 1 基本的事項

### (1) 目的

今日、法務省が担うべき施策は、観光立国実現に向けた出入国手続の迅速化・円滑化、世界一安全な日本創造のための再犯防止対策の強化、震災復興支援や社会保障・税に関わる番号制度への対応等のための登記インフラの充実など、国民生活に密接に関連する広範な分野に及び、法務行政が果たすべき使命は、ますます重要なものとなっている。

一方、2016年12月に官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）が成立し、データ流通環境の整備や行政手続のオンライン利用の原則化など、官民データの活用に資する各種施策の推進が政府の取組として義務付けられ、2017年5月には同法及び高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づく取組を具体化するものとして、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2017年5月30日閣議決定）（以下「創造宣言・基本計画」という。）が策定され、これまでの世界最先端IT国家創造宣言における方針を踏まえつつ、IT戦略の新たなフェーズ（データがヒトを豊かにする社会の実現）に向け、必要な施策を着実に実施していくこととされ、特に、創造宣言・基本計画の重点分野の一つである電子行政分野における取組については、「デジタル・ガバメント推進方針」（2017年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）が策定され、同方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされている。

そして、創造宣言・基本計画及びデジタル・ガバメント推進方針に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公正で豊かな社会を実現するための計画である「デジタル・ガバメント実行計画」（2018年1月16日eガバメント閣僚会議決定）が策定された。同実行計画においては、目指す社会像として、①必要なサービスが、時間と場所を問わず、最適な形で受け入れられる社会、②官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会を掲げ、これを実現するために必要となるデジタル・ガバメントにおいて、①利用者中心の行政サービス、②行政サービスや行政データ連携の推進を図るとともに、主要施策として、添付書類の撤廃、オンライン化の徹底及び複数手続のワンストップでの処理等の取組を実現するものとされ、各施策の実効性を高めるべく、各府省庁において、2018年上半期までに、2018年度から2022年度までを計画期間とする中長期計画を策定することとされたところである。

本計画は、法務省所管の情報システムが、法務行政の遂行を支える重要な要素であることを踏まえつつ、法務省において、デジタル・ガバメント実行計画に掲げる取組を実現するとともに、デジタル・ガバメントの推進を戦略的に進めることを目的として策定するものである。

### (2) 計画期間

2018年6月26日から2023年3月31日までとする。

### (3) 現状と課題

法務行政においては、国民の取引の安全と円滑に資する登記制度に関する業務、国民の国籍及び身分関係を公証する戸籍制度に関する業務、国家社会の治安維持を目的とする捜査・公判・刑の執行等に関する検察業務、矯正施設における被収容者の処遇に関する業務、更生保護に関する業務、出入国管理業務や破壊的団体の規制に関する調査・処分請求等に関する公安調査庁の業務など、広範な分野を所管しており、これらの業務を行う上で必要となる情報システムを整備しているところである。

法務行政は、いずれも国民の取引の安全や生命及び身体を守るために必要不可欠なものであり、法務省においては、これまで様々な施策を通じて国民の利益に寄与してきたところであるが、昨今のIT戦略に係る状況から、データの利活用等による、更なる国民の利便性向上に向けた、サービスの見直しを行う必要がある。そこで、現在、創造宣言・基本計画やデジタル・ガバメント推進方針において挙げられている施策として、

- ・行政手続等における住民票の写しや戸籍謄本等の提出不要化
- ・行政手続等における登記事項証明書（商業法人）の提出不要化
- ・株主総会招集通知添付書類の電子提供の原則化
- ・戸籍事務へのマイナンバー制度の導入
- ・登記所備付地図データの事業者等への提供
- ・法人が活動しやすい環境の推進
- ・不動産登記情報の公開の在り方の検討
- ・不動産登記情報等の行政機関間連携
- ・小型無人機（ドローン）の技術開発等と産業利用の推進
- ・在留資格に関する手続のオンライン化

等の各施策について、検討等を進めているところであるが、これらの施策の進捗状況を把握の上、適切に進めていく必要がある。

一方、現在取り組んでいる施策以外に、デジタル・ガバメントの推進に向けていかなる施策を講じていくかが今後の課題となるが、2017年度に実施された行政手続等の棚卸しにおいて、現在のオンライン実施状況、添付書類の状況及び本人確認手法の状況等が明らかにされ、さらに、これを深掘りするものとして、デジタルファースト推進のための調査がなされたところであり、今後、これらの調査結果を踏まえつつ、現状把握と課題分析を実施し、本計画の順次の見直しにおいてフォローアップしていく必要がある。

また、デジタル・ガバメント実現のためには、必要な情報システムの整備が前提となり、相応のコストを要することとなるが、現在、法務省においては、政府情報システム改革の推進の下、システム数の半減と運用コストの3割削減に取り組んでいるところであり、コスト削減に向けた短期的な課題として、現行システムの保守・運用の適正化を図るとともに、中期的な課題として、分散配置しているサーバのセンター拠点への集約及びクラウドサービスの利用などの「資源ロス

の改善」や「資源余剰の改善」等を実施し、さらに、長期的には、情報システムのアーキテクチャ、データ構造等を見直し、シンプルで効率的なシステムとするといった対応が必要となる。

とりわけ、大規模システムについては、情報化統括責任者（CIO）により、府省重点プロジェクトに指定の上、情報化統括副責任者（副CIO）による指導の下、内閣情報通信政策監（政府CIO）及びプログラム・マネジメント・オフィス（PMO）による定期的なヒアリングを実施するなどして、必要な機能や性能の維持はもとより、更なる利便性向上、サービス改善を図るべく、開発に要する予算や期間を見極め、その時期や進め方を検討する必要がある。

#### (4) 計画の概要

本計画においては、上記(3)において挙げた施策について、引き続き検討等を進めるとともに、国民の利便性向上のために、デジタル・ガバメント実行計画の個別サービス改革事項に定められた施策について重点的に取り組む。また、今後行政手続の棚卸し結果等を踏まえて、現状把握と課題分析を行い、手続の見直しやサービス改革について検討を進め、本計画を更新する。

さらに、現行システムの保守・運用の適正化や、分散配置しているサーバのセンター拠点への集約及びクラウドサービスの利用などの資源ロスの改善、資源余剰の改善等に取り組む。

なお、国民等サービスの利用者に対するサービス提供を前提としたシステムの整備に当たっては、受益者負担の考えから、適切な手数料の在り方についての検討や手数料収入を踏まえて、最適なシステムの規模等を検討する必要がある。

#### 【法務省システム経費計画（単位：億円）】

経費区分	2018年度
整備経費	119
運用等経費	395
その他経費	15
合計	529

#### 【施策別経費計画（単位：億円）】

施策区分	2018年度
利用者中心のサービス改革	63
プラットフォーム改革	112
価値を生み出すITガバナンス	—
合計	175

※施策別経費計画は主な投資事項のみ計上した。なお、施策区分が複数にまたがるものについては、双方に経費を計上した。

## (5) 計画目標

デジタル・ガバメント実行計画の個別サービス改革事項に定められた施策については、下記(ア)ないし(ウ)を目標とする。また、所管する手続について、業務改革（BPR）、利用者の利便性向上の効果、業務効率化の効果、オンライン化に必要なコストのバランスを勘案し、適切な見直しやサービス改革が行われることを目標とする。

さらに、情報システムのコスト削減等については運用コストを2021年度までに2013年度比で3割削減するとともに、削減したコストを必要な情報システムの整備・拡充に振り向ける等して、デジタルガバメントの実現を目指す。

### ア 法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進

世界最高水準の起業環境を目指し法人設立に関して、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。また、各行政機関間において法人登記の情報連携を可能とすることにより、各種手続における法人の登記事項証明書の添付省略を実現する。

### イ 在留資格に関する手続のオンライン化

我が国の中長期在留者数は増加傾向にあり、在留諸申請の受付のために長時間待つこととなる申請者等が増えてきているところ、これらの申請をオンライン化することで、地方入国管理官署の窓口に出頭する負担の軽減、在留審査手続の大幅な円滑化及び迅速化を実現し、在留資格に関する手続の利便性を高めるとともに、その前提として在留管理のために必要な情報を正確かつ確実に把握するなど、在留管理基盤を強化する。

### ウ 戸籍事務へのマイナンバー制度導入

戸籍情報が複数の市区町村の戸籍に散在し、その収集が国民の負担となっているところ、戸籍証明書を必要とする行政機関が、マイナンバーを利用して当該機関が必要とする戸籍情報について連携することにより、従来国民が行政手続のために必要であった戸籍証明書を不要とし国民の利便性向上を図る。

## (6) 計画の構成

本計画は、1「基本的事項」、2「利用者中心の行政サービス改革」、3「プラットフォーム改革」、4「価値を生み出すITガバナンス」、5「計画の評価・改定」及び以下の内容の別紙1から4により構成される。

別紙1の「サービス改革工程表」は、本計画における法務省の個別のサービス改革施策等に関する工程表を記載したものであり、「現状と課題（As Is）」、「実現したい状態（To Be）」及び「具体的な取組内容（To Do）」を明らかにし、KPIを設定するものである。

別紙2の「手続の見直し工程表」は、行政手続の棚卸しの結果を基に、各手続における今後の見直しの検討状況、見込み等を整理し、明らかにするものである。

別紙3の「プラットフォーム改革工程表」は、政府情報システム改革、行政保

有データのオープンデータ化等に基づき、これまで実施してきた情報システム改革の取組に加えて、法務省におけるクラウドサービスの利用、オープンデータの取組について、所管する情報システムごとに、実施状況、検討状況、今後の見込み等を整理し、明らかにするものである。なお、今後の見込みについては、更新等の要否も含めて十分に精査する必要がある。

別紙4の「主な投資事項一覧」は、法務省所管の主な情報システムについて、計画期間における新たな情報システムの構築、既存システムの改修等の投資に関し、その内容及び経費の内訳及び中期的な投資等の見込みを明らかにするものである。なお、今後の見通しについては、投資の要否や金額の規模も含めて十分に精査する必要がある。

## 2 利用者中心の行政サービス改革

### (1) サービス改革方針

サービス改革の推進に当たっては、デジタル・ガバメント実行計画において示された「サービス設計12箇条」を踏まえ、一人一人の利用者の行動、一つ一つの利用者との接点を捉え、サービスの分析及び設計を行うことで、心理状態や行動等を含めた、サービスの利用者の体験全体が最良となるようなサービスを提供する。

また、利用者中心のサービスを実現するため、単に情報システムを作るだけでなく、デジタル化の前提として、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握した上で、業務改革（BPR）や制度そのものの見直しを実施するとともに、デジタル・ガバメント推進方針の別紙「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン（デジタル・ファースト・アクションプラン）」に示された3原則（①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ）の実現に向けて取り組むものとする。

### (2) 横断的サービス改革

#### ア 手続の制度等の見直し

##### (7) 手続件数が極めて少ない手続の見直し

法務省の所管する手続件数が極めて少ない手続については、今後、見直しについて検討する必要があるが、今後の件数が見込まれる場合又は規定を存続させない場合、例外的な状況が発生した際における、個人の財産や権利、社会全体に対して悪影響が生じるおそれがあるため、手続の廃止の検討は慎重に進める必要がある。

##### (イ) 住所変更手続の見直し

2017年度に行った行政手続等の棚卸しを通じて、転居に伴って発生する手続を特定したところ、今後は、当該手続に係る事務を遂行するに当たり、国民一人一人の現住所を把握・管理しなければならない理由を整理した上、内閣官房の示す基本的な考え方や手順に基づき、住所変更手続自体の廃止も含めて検討していく。

#### (ウ) 本人確認手法の見直し

内閣官房から示されるデジタル社会に向けた本人確認方法見直しガイドラインを踏まえ、本人確認の手法について見直しを行う必要がある。

現在、会社の設立登記を申請する際に、印鑑届書の提出が義務化されているところ、印鑑又は商業登記電子証明書に関する届出のいずれかの選択方式とし、会社成立後は、印鑑証明書又は商業登記電子証明によって、会社代表者の本人性の確認を行い、各種取引や登記申請を行うことなどについて検討を進めているところである（詳細は後記(3)アのとおりである。）。

#### イ 添付書類の撤廃

デジタル・ガバメント実行計画において「既に行政機関が保有している情報について、行政手続における添付書類の提出を一括して撤廃する。」「民間が発行する各種書類等、行政機関が現時点で保有していない情報についても、情報連携による取得の可能性や、添付書類そのものの必要性を精査し、可能な限り添付書類の提出不要化を目指す。」とされたことを踏まえ、法務省における添付書類の撤廃を推進する。

具体的には、①各手続において提出を義務付けている添付書類について、その必要性を精査し、可能な限り、その提出を不要とするとともに、②政府全体の方針に沿って、行政機関間の情報連携を積極的に活用し、添付書類に関連する情報を取得することによって、添付書類の省略を推進する。

現在、法務省が保有する行政手続のうち、何らかの添付書類を求めている手続は193種類であり、このうち、既に添付書類の一部について削減を行っている手続は5種類、添付書類の情報が入手できれば省略可能なものは186種類である。これらについては、引き続き取組及び検討を進め、添付書類の早期省略を実現する。

また、添付書類の情報が入手できれば省略可能な手続については、情報連携の構築に関する政府方針に沿って検討を進めつつ、添付書類に係る情報を受領する立場から、情報連携の仕組みの構築に当たり、協力を行う。

さらに、現時点において、仮に添付書類に関する情報が入手できたとしても現物が必要等の理由から添付書類の省略が不可能である手続は9種類である。これらの手続については、今後の技術の進展等を踏まえ、改めて、添付書類の省略に関する検討を推進する。

具体的には、登記事項証明書や戸籍謄抄本等の証明書の発行制度を所管しているところ、情報連携の仕組みを構築し、これらの証明書に関する情報の他府省への提供を可能とすることで、政府全体の添付書類の省略に寄与することが可能と考えられることから、当該情報連携の仕組みの構築についての検討を推進する（詳細は後記(3)ア及びウのとおりである。）。

#### ウ オンライン化の徹底

##### (7) 手続のオンライン化の検討

法務省においては、604種類の手続を所管しており、うち、31種類のオン

ライン利用が可能となっている。

オンライン利用が可能となっていない573種類のうち、474種類の手続については、技術的にオンライン化が可能かを検討するとともに、デジタルファーストの原則に基づき、オンライン化を前提とした業務改革（BPR）、利用者の利便性向上の効果、業務効率化の効果、オンライン化に必要なコストのバランスを勘案し、すでにオンライン化を実施している手続の手法について横展開を行って共有化を図るなど、具体的なオンライン化の手法についての検討を推進する。

#### **(イ) オンライン実施中の手続の利便性の向上**

デジタル・ガバメント実行計画や「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（2014年4月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、オンライン手続の利便性向上に向け、手続の簡便性、所要時間、手数料等について書面による手続との差異を設けるなど、受益者負担の考え方を踏まえつつ、オンライン利用にインセンティブを付与する。また、広報活動やオンライン手続の利用方法の周知等を通じ、効果的にオンライン利用に係る普及活動を行うとともに、国が申請主体となる手続については、特にそのオンライン利用促進を図る取組を実施する。

#### **(ウ) 法令上オンライン化が認められていない民-民手続の見直し**

法務省が所管する法律に基づく民-民の手続については、手続件数が極めて少ない手続であっても、現時点では、規定を存続させない場合、例外的な状況が発生した際、個人の財産や権利、社会全体に対して悪影響が生じるおそれがあるため廃止はできないが、手続のオンライン化について検討することは可能であり、今後、手続のオンライン化に向けた検討を推進する。

また、株主総会招集通知の添付書類に関し、株主の個別の承諾を要しないで電子提供することができる新たな制度の具体的な内容について、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において、中間試案が取りまとめられ、パブリックコメントの手続が実施されたところであり、今後、その結果を踏まえ、引き続き同部会における調査審議を継続し、平成30年度中を目途に法制審議会の答申を得る。

### **エ ワンストップサービスの推進**

#### **(ア) 引越しワンストップサービス**

法務省では、引越し関係の手続として9種類の手続を所管しており、うち7種類の手続について、オンライン実施中又はオンライン化を検討することとしている。

今後、引越しワンストップサービスの推進に向けて、内閣官房を含む関係省庁と連携し、手続の廃止やオンライン化及びAPIの公開等の方策について検討を継続する。

#### **(イ) 死亡・相続ワンストップサービス**

死亡・相続ワンストップサービスについては、ワンストップサービス実現



に向け、内閣官房とともに行政手続等の棚卸結果における国民等、民間事業者等が行う申請等手続について優先的に課題解決の検討を行う。

### (3) 個別サービス改革

#### ア 法人設立のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進

##### a) 現状と課題 (As Is)

- ①法人設立に際し、面前、書面での手続が残り、オンラインで手続が完結できていない。また、プロセスが多数に分かれており、かつ手続完了までに日数を要し、ワンストップで手続が完結できていない。
- ②法人の設立登記完了後、事業開始等の際に必要な各手続において、当該手続の添付書類として法人の登記事項証明書を求めているものが複数あり、新たに起業を行う民間事業者等は、その都度、登記事項証明書を取得し、行政機関に提出する必要がある。

##### b) 実現したい状態 (To Be)

- ①法人設立に関して、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。
- ②法人の登記情報を提供可能とするなど行政機関間の情報連携のため、柔軟に対応する仕組みを構築することにより、(情報連携する各行政機関の制度面における手当てや、必要に応じた関連システムの改修等を前提として) 各種手続における法人の登記事項証明書の添付省略が可能となり、登記事項証明書の入手に係るコスト・時間等を低減する。

##### c) 具体的な取組 (To Do)

- ①「未来投資戦略2018」(2018年6月15日閣議決定)に基づき、世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組む。
  - ・マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化を2020年度中に実現する。
  - ・オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化の2019年度中の実現に向け、2018年度から実施予定の登記情報システム更改で業務効率化施策を実施するとともに、登記の審査の効率化等について2018年度中に対策の結論を得る。
  - ・株式会社の設立手続に関し、一定の条件の下、2018年度中にテレビ電話等による定款認証を可能とし、2020年度中に、定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象に、24時間以内に設立登記が完了する取組を全国実施する。今後とも、より効果的かつ効率的な定款認証手続の実現及び利便性の向上に努める。
  - ・法人設立登記における印鑑届出の任意化の2020年度中の実現に向けて、2019年中の商業登記法改正に向けて取り組むとともに、商業登

記電子証明書の普及促進も含めて、システム改修等の実施に必要な準備を進める。

②2018年度から予定されている登記情報システムの更改において、行政機関に対して、オンラインにより新たに設立された法人の登記情報を提供可能とするなど行政機関間の情報連携のため、柔軟に対応する仕組みを構築する（2020年度内の運用開始）。

- ・具体的には、登記情報システムの更改に合わせて、行政機関向けに共通APIやGUI機能を提供し、法人の登記情報の提供を可能とする仕組みを構築する。各行政機関においては、当該仕組みを用いて登記情報を取得することができるよう制度面の手当て（及び必要に応じて関連システムの改修）を行った上で、登記情報のデータ受領を開始することを想定している。
- ・詳細設計の前提として、各行政機関から利用者要望の確認を実施した。
- ・2017年内に設計・開発事業者が決定したため、契約後、設計・開発を進めている。

*K P I* : ①会社の設立登記手続の処理期間を原則として申請から3日以内に完了（2020年度内達成）

②各行政機関に対し法人の登記情報の提供を可能とする情報連携の仕組みを構築する（2020年度内）。

## イ 在留資格に関する手続のオンライン化

a) 現状と課題 (As Is)

①中長期在留者数は、2017年末時点において約223万人となり、前年比で9.2%増加しているところ、情報の的確な収集及び活用により在留状況をより把握することができるよう在留管理基盤を強化する必要があるとともに、在留外国人の増加に伴い在留資格審査案件数も増加しているため、地方入国管理官署の窓口において在留諸申請を行う際には、来庁から申請受付終了まで長時間を要し、申請窓口の混雑が常態化している。

②地方入国管理官署では、在留諸申請の進捗に係る問合せ対応、膨大な申請書類の管理等が審査業務を効率的に行う上で負担となっている。

b) 実現したい状態 (To Be)

在留諸申請をオンラインで行う前提として在留外国人の在留状況を正確かつ確実に把握し、的確な在留管理を行うとともに、オンライン化により、地方入国管理官署の窓口に出頭する負担の軽減、在留審査手続の大幅な円滑化及び迅速化が実現され、外国人にとって在留しやすい環境が整う。

c) 具体的な取組 (To Do)

- ・在留管理に関する手続のオンライン化を2018年度より開始すべく、オンライン申請等に係る具体的な制度設計やシステムの詳細の検討等、

所要の準備を行っている。

- ・現時点で、対象とすることを検討中の申請手続は、在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請、在留資格認定証明書交付申請等である。

*KPI*：地方入国管理官署の窓口に出頭する負担の軽減（対象となる在留資格に関する申請手続のうちオンライン申請を利用した数）

## ウ 戸籍事務へのマイナンバー制度導入

### a) 現状と課題 (As Is)

戸籍情報は、日本国民の親族的身分関係を唯一登録・公証する基盤情報であり、戸籍証明書は、様々な親族的身分関係の証明に用いられているところ、それらの戸籍情報は複数の市区町村の戸籍に散在し、その収集が国民の負担となっている。

### b) 実現したい状態 (To Be)

戸籍証明書を必要とする行政機関が、マイナンバーを利用して当該機関が必要とする戸籍情報について連携することにより、従来国民が行政手続のために必要であった戸籍証明書を不要とし、国民の利便性向上を図る。

### c) 具体的な取組 (To Do)

戸籍事務へのマイナンバー制度の導入のための必要な法整備等を実施する。

*KPI*：法制審議会において戸籍法部会を立ち上げ、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る戸籍法等の改正に関する調査審議を行い、2018年度までに答申を得た上で、必要な法整備等を2019年度までに実施する。

## 3 プラットフォーム改革

### (1) プラットフォームの概況及び今後の方針

これまで、政府の業務・システム最適化の取組等を通じ、法務省における情報システムの改善を進めてきたが、今後も費用対効果を踏まえたシステム構築を進めるなど、一層効率的な情報システムの刷新が求められており、法務省においては、デジタル・ガバメントの実現に向けて、これまでと同様に、必要な情報システムの整備を行う一方で、システム数の半減や運用コストの3割削減に取り組んでいく必要がある。そのため、法務省としては、各システムの更改に合わせて、クラウド・バイ・デフォルトやオープンデータ・バイ・デザインを意識して検討を進める。

### (2) 行政保有データのオープンデータ化

#### ア 法務省全体のオープンデータの取組方針

行政保有データの棚卸しの結果、法務省で実施している全863手続のうち、850手続(約98%)について、データの管理状況を把握しており、そのうち、データベース又は電子媒体で管理されているデータのある手続は248件(約29%)になる。また、法務省における統計データについては、全34件のうち、全て(100

%) のデータの公開状況を把握しており、そのうち2件(約6%)については、オープンデータ（機械判読に適したデータ形式を営利目的も含めた二次利用が可能な公開ルールの下で無償公開されるデータ）として公開されており、10件(約29%)については、一部オープンデータとして公開されている。

このような状況に照らし、今後、法務省においては創造宣言・基本計画及び「オープンデータ基本指針」（2017年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）を踏まえ、保有するデータの原則オープンデータ化の推進のため、データを利用する国民のニーズの把握に努め、棚卸しの結果を更新・活用するとともに、以下の取組を行うものとする。

#### (7) データカタログサイトの更新

法務省の保有するオープンデータについては、「DATA. GO. JP」（データカタログサイト）においてメタデータを公開し、定期的に更新を行うなど、政府方針を踏まえたオープンデータの取組を行う。

#### (イ) 官民データ相談窓口の設置

法務省における「官民データに関する相談窓口」を設置し、官民データの活用に関して相談を受け付けるほか、情報提供を行うなど、官民データの活用の推進を図っていく。

当該窓口に寄せられた上記(ア)に係る問合せなどについては、更なるオープンデータの推進及び行政手続のオンライン化の推進などに当たり、ニーズ把握のために利用していく。

*KPI：法務省において利用者の要望等に応じて新たに公開又は公開内容の見直しを行ったデータ件数*

### イ 保有データのオープンデータ化に向けた施策

#### (7) 登記所備付地図データの事業者等への提供

登記所備付地図の電子データは、当該データが加工可能な形式で民間事業者提供されていないことが課題となっている。

引き続き、内閣官房や関係する府省庁とともに、制度面・システム面等の課題への具体的対応の検討を行い、2021年度までに登記所備付地図の電子データの提供を可能とすることを目標に推進する。

#### (イ) 外国人出入国記録情報の公開等

2018年1月に開催された第1回オープンデータ官民ラウンドテーブルにおいて事業者から要望のあった外国人出入国情報については、新たな統計データとして作成・公開が可能か今後検討するとともに、匿名化した外国人出入国記録上の情報については、行政機関個人情報保護法に基づく非識別加工情報の提案がされた場合は適切に対応していく。

### (3) APIの整備

行政手続のワンストップサービスの実現、官民連携の実現に当たってはAPIの整備を進めることが重要であることに鑑み、内閣官房において策定予定であるAPI関連ガイド等の政府方針を踏まえ、行政サービスにおけるAPIの整備に

についての検討を推進するものとする。

また、利用者の利便性向上やデータの標準化等の観点から、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、総務省行政管理局が中心となって整備するAPIを一元的に公開する基盤などの活用についての検討を推進する。

#### (4) 標準化・共通化の推進

##### ア データの標準化

官民を通じた分野横断のデータ連携を行うためには、基本的なデータ形式の標準化が必要になる。

このため、法務省においては、データ連携に用いるデータを整備する際は、内閣官房において整備する「行政データ連携標準（仮称）」等の政府方針に従って対応するものとする。

##### イ 各種ガイド等への対応

法務省においては「Webサイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」（2018年3月30日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、ドメイン管理簿の更新を行うとともに、「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」（2014年4月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において示された方針を踏まえ、ドメインの見直しを行うこととしている。

*KPI：政府ドメイン（goドメイン）及び政府機関の非goドメインの移行・集約数*

#### (5) 政府情報システム改革

##### ア 政府情報システム数削減の取組

法務省における情報システムの統廃合については、該当するシステムの利用状況や投資効果などを勘案し、協力雇用主等データベースシステムを事件管理システムに統合し、廃止するなどして、2012年度末における52の情報システムは2018年度末までに45となる予定である。また、2021年度末までに、法務本省内LANシステム等を母体として、設計業務支援システム、法務局通信ネットワークシステム、会計情報通信システムなどのLANシステムのほか、法務本省、所管各庁及びその出先機関を接続する法務省情報ネットワークも統合し、法務省統合情報基盤として整備するなどして、34システムとなる予定である。

*KPI：情報システムの削減数*

##### イ 運用コスト削減の取組

情報システムの運用コストの削減については、創造宣言・基本計画に基づき、法務省の所管する全ての情報システムにおいて、2013年度比で2021年度末までに3割削減することを目標として、各々の情報システムの特性等に応じてコスト削減の取組を行っているところである。

そのうち、運用経費が50億円以上の情報システムである登記情報システム及び出入国管理システムについては、以下の取組を行うことで、運用コスト3割削減の達成を目指している。

登記情報システムにおいては、現行システムへの更新に当たり、サーバの仮想化、サーバ構成の効率化等によるサーバの削減や運用等業務の精査による工数見直しを行い、効率的な運用を図っている。また、次期システムへの更新に当たっては、更なるサーバの仮想化、サーバ構成の効率化等によるサーバの削減や運用等業務の精査による工数見直しを行い、効率的な運用を図ることを目指している。これらの取組により、2011年度比で2021年度末において33.45%の運用経費の削減を見込んでいる。

出入国管理システムにおいては、サブシステムの非機能要件及び稼動維持体制の見直しや変更保守作業の廃止などの取組を行い、今後は、サブシステムの統合などの取組を行っていくことを想定している。これらの取組により、2013年度比で2021年度末において33.03%の運用経費の削減を見込んでいる。

*KPI：運用コスト削減額（2021年度までに2013年度比で3割削減）*

#### ウ 情報システムにおけるクラウドサービスの利用

情報システムにおけるクラウドサービスの利用に当たっては、当該システムが取り扱う行政サービスの特性や保有するデータの性質などを踏まえ、他のあらゆる手段を検討した結果、なお、クラウドサービスの利用が最も効率的であることが明らかである場合には、どのようなクラウドサービスを選定すべきか十分に検討した上で、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（2018年6月7日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）などの政府方針を踏まえて、次期システムの更改等の大規模な改修を実施する機会を捉えて検討する。

なお、個々の情報システムにおけるクラウドサービスの利用についての検討状況は別紙3のとおりである。

*KPI：法務省の所管する情報システムにおけるクラウド活用数*

## 4 価値を生み出すITガバナンス

### (1) 推進体制の整備

中長期計画の実施に当たり、PMO及びCIO補佐官はサービス改革を実施する局部課等に対して、省内横断的な支援等を行うこととする。なお、中長期計画のフォローアップ、評価、改定に当たっては、CIO、副CIO又はCIO補佐官により、必要に応じてヒアリング等によるレビューを行うものとし、法務省情報化推進会議で改定する。

また、PMOはフォローアップの結果を取りまとめ、CIO又は副CIOの指導の下、優れた取組や成果等を省内に展開することで、法務省のデジタル・ガバナメント推進を図ることとする。

なお、政府CIOによるレビューを実施する際には、必ずCIO又は副CIOが責任者となり、施策等を所管する局部課等担当者とともに出席するものとする。

### (2) ITガバナンスの強化

ITガバナンスの強化を図ること等を目的として、「法務省における情報シス

テムの整備及び管理に関する基本方針」(2015年3月31日法務省情報化推進会議決定)を定めており、同基本方針に基づき、法務省情報化推進会議などの体制を整備している。また、同基本方針においては、PMOによる概算要求前の予算要求調整や予算執行時の関与について定めているほか、システム監査についてPMOが監査計画を策定することとしているなど、法務省におけるITガバナンスに必要となる規定を定めている。

具体的には、概算要求前の予算要求調整については、PMO及びCIO補佐官により、概算要求前に情報システム関係予算の要求内容の確認を行い、その妥当性の判断及び必要な調整を行っている。予算執行時の関与については、PJMOが情報システムに係る調達を行う際には、PMO及びCIO補佐官による調達仕様書等の記載確認及び調達そのものの妥当性の確認を受けることとしており、基本的にはPMO等の確認した仕様書等でなければ会計課において受け付けないようにしている。システム監査については、毎年度、PMOにおいて3か年計画を作成し、法務省情報化推進会議に諮った上で決定し、同計画に基づき、監査対象システムについての監査を適宜実施している。

*KPI* : ITガバナンスに係る手続を制定していること

### (3) 人材確保・育成

法務省が担うべき重要な施策を遂行するためには、土台となる情報システムの適切な運用管理及びセキュリティ対策の総合的な強化に向けた取組が必要不可欠であることから、法務省においては、「法務省対策推進計画」を策定し、重点的に取り組んでいるところである。これらの対策を着実に実施するとともに、セキュリティ対策と一体となった業務改革(BPR)を推進していくためには、セキュリティ・ITに係る業務を担う人材の確保・育成が重要である。

法務省においては、政府全体の方針として策定された「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」(2016年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)にのっとり、「法務省におけるセキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定し、セキュリティ・IT体制全般を担う人材として「橋渡し人材」の確保・育成を図ることとする。

*KPI* : 人材確保・育成状況を踏まえた法務省「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」の改定

### (4) 情報セキュリティ対策

セキュリティ・ITに係るリスクが深刻化する中、法務省における重要な施策を確実に遂行するため、法務省対策推進計画に基づき、①法務省全体のリスク評価の実施とセキュリティ対策の総合的な強化に向けた行動計画の策定、②情報セキュリティ体制全体の最適化及び③情報セキュリティポリシー等の抜本的な見直し等を行うことにより、情報セキュリティインシデントに迅速に対応できる体制の充実を図る。なお、情報セキュリティ対策の検討に当たっては、損なわれる利便性とセキュリティリスクを比較衡量することとする。

### (5) デジタル・ワークスタイル

2017年7月にテレワーク勤務実施要領の改正を行い、総務省の提供する「外部接続環境提供サービス」を活用したテレワーク勤務を可能とする環境整備を行った。

今後、「外部接続環境提供サービス」を活用したテレワークを推進することにより、2020年度までに、業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークが勤務形態の一つとして定着し、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるようにする。

審議会や幹部会議等における資料の原則ペーパーレス化については、2019年度以降、可能な限り早期に実施できるよう、整備内容等について検討を行っている。

*KPI*：2020年度までに①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備、②リモートアクセス機能の導入

*KPI*：会議のペーパーレス化を可能とする仕組みの推進を検討する。

## 5 本計画の評価・改定

本計画のフォローアップ・評価は、四半期に一度、CIO及び副CIOへ報告し、了承されることをもって完了することとし、必要に応じて、CIO、副CIO又はCIO補佐官によるヒアリングを実施することとする。

本計画については年に一度法務省情報化推進会議で改定することとする。